

小山市立小山中学校

部活動等のガイドライン

【学校教育目標】

- ・自ら学び、個性を伸ばす生徒（自主）
- ・心身ともに健康で、思いやりのある生徒（健康）
- ・郷土を愛し、社会につくす生徒（奉仕）

【教育目標と部活動の関連】

学校教育目標である「心身ともに健康で、思いやりのある生徒」に関連し、部活動に取り組むことによって、心身の成長を図る。

【部活動の教育的意義】

- ・社会性を身に付ける
- ・礼儀作法を身に付ける
- ・連帯感と所属感の向上
- ・忍耐力や精神力、集中力を身に付ける
- ・丈夫な体と健全な心を身に付ける
- ・スポーツ技能や文化的技能の向上
- ・自己実現や感動体験を行う

【部活動の基本方針】

1. 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動のガイドラインの策定等

ア 校長は、小山市ガイドラインに則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。その際、学校評議員や学校運営協議会等を活用して幅広く意見を聴取し、理解と協力が得られるよう努める。

イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。また、活動方針と月別活動計画を前の月までに保護者に公表する。さらに、全部活の活動日数等の透明性を図るため、月別活動計画を校内の部活動掲示板に掲示する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数を踏まえ、指導の内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間労働の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2. 部活動における安全管理の徹底

- ア 校長は、部活動について、生徒の安全を第一に、部活動顧問及び外部指導者が安全に対する意識を高められるよう、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を集約し共有するなど安全対策を講じる。
- イ 部活動顧問や外部指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設・設備・用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。
- ウ 部活動顧問は、活動中は生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とするが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の教員と連携、協力し、あらかじめ部活動顧問と生徒の間で約束された、安全面に十分留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握するようにする。このためにも、部活動顧問は日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解できるような指導を心がけたりする。
- エ 校長及び部活動顧問は、天候の急変等に備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。また、熱中症事故を予防するために、高温・多湿時においては、WBGT計を活用し、「熱中症予防情報サイト（環境省）」や「熱中症予防運動指針（公益財団法人日本スポーツ協会）」等を参考に、部活動の実施の是非を判断する。

3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施にあたり、運動部並びに文化部も含め、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 部活動顧問は、スポーツ医・科学等の見地から、練習の効果を高めるために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷等のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力等の向上につながらないこと等を正しく理解する。その上で、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツや芸術等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等、それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や文化的活動の特性を踏まえた、合理的な指導方法の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引きの活用

- ア 運動部顧問は、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うために、中央競技団体が作成した指導手引きを活用し、指導を行う。

4. 適切な休養日の設定

- (1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学等の観点から、「ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究」も踏まえ、以下を規準とする。

①休養日の設定について

- ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。その際、平日に少なくとも1日以上、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）に少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、週末にやむを得ず大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日（曜日は問わない）に振り替える。
- イ 長期休業中も学期中に準じる。
- ウ 大会前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保する。大会とは、中学校体育連盟※・中学校文化連盟の主催大会並びに栃木県体育協会・小山市体育協会主催大会（傘下の各種目の協会・連盟主催を含む）、文化部の活動に関係する県以上の団体の主催大会をいう。

※中学校体育連盟主催大会

- ・支部大会（4月に開催されるもの）
- ・地区春季大会
- ・県春季大会
- ・地区総体（駅伝を含む）
- ・県総体（駅伝を含む）
- ・関東大会（駅伝を含む）
- ・全国大会（駅伝を含む）
- ・地区新人大会（駅伝を含む）
- ・県新人大会
- ・卓球の地区春季大会、地区総体、地区新人大会に出場するための支部予選

- エ 上記ウのケースも含め、やむを得ず週末2日続けて練習・練習試合を行うことは、月に2回までとする。この場合、その前後の週に必ず休養日を1日振り替え、加えてその週の平日の少なくとも1日は基準どおり休養日とする。
- オ 休養日は朝練習も放課後の練習も行わないこととする。
- カ 3日以上休日が続く場合は、練習・練習試合のいずれの場合でも、原則的に活動2日に対して1日の休養日を設ける。やむを得ず実施する場合は、校長の承認を得て実施する。
- キ 学校閉庁日期间（8/13～8/16、12/29～1/3）は、全国大会出場を控えている場合を除き、部活動を実施しない。

②活動時間について

- ア 1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）並びに長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効果的・効率的な活動を行う。なお、準備と片付けの時間を、基準の活動時間には含めない。1回の練習につき、準備と片付けの所要時間は20分以内とする。
- イ 朝練習を行う場合には、部活動顧問は生徒の健康面に配慮するとともに、学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画する。朝練習の開始時刻は、早くとも午前7時からとし、実施する場合は1日の練習時間に含める。
- ウ 練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。なお、学校外の場所で練習試合等を行う場合の移動時間は、活動時間には含めない。

- (2) 校長は、1 (1) に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定にあたり、国のガイドラインと県の方針を踏まえるとともに、小山市ガイドラインの方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、保護者に公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

5. その他

(1) 参加する大会等について

- ア 小山中学校として部活動が参加する大会の上限の目安としては、4 (1) ウで示した大会を除いて、年10大会程度とする。
- イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

(2) 保護者会設置について

- ア 各部活動において、生徒の活動充実のために、保護者会を設置する。
- イ 保護者会総会を必要に応じて開催する。総会が終了した後、学校長に総会資料を提出する。

(3) 部費の取り扱いについて

- ア 保護者から部費を徴収した場合で、部活動顧問が会計を務めるときは、出納簿、領収書を適正に管理し、学期に1回は校長の監査を受ける。また、年度末等に保護者に対して会計報告を行うとともに、出納簿や領収書の閲覧の希望があった場合は、それに応じるなど、使途の透明化を図る。また、校長は部費の徴収額について、必要に応じて数社から見積もりを取ったり、可能な範囲で遠征回数や指導者の招聘回数を見直す等をしたたりして、保護者の負担軽減に努めるよう指示する。
- イ 保護者会が金銭を管理する場合は、上記アの限りではないが、校長は適切な管理・運営がされているか、把握に努める。